

第4章 施策体系

イラスト追加予定

I 施策の体系

★は重点施策を示す。

充実した日常生活を支える体制の構築	★障害福祉サービス人材及び相談支援人材の確保・育成
	障害福祉サービス提供体制の充実
	日常生活支援の充実
	社会参加の機会促進
地域で暮らし続けるための支援	★地域生活を支える仕組みの構築
	施設入所者・病院入院者の地域移行
	暮らしやすいまちづくりの推進
	安全・安心の確保
就労支援体制の充実	★一般就労への移行及び職場定着の推進
	福祉的就労の促進
	農業と福祉の連携
生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実	★重度障害児・医療的ケア児への対応
	発達支援システムの構築
	インクルーシブ支援の構築
	家族に対する支援
権利擁護・差別解消の推進	★障害に対する理解促進・差別解消の推進
	障害のある人への虐待防止
	情報提供の充実
	読書バリアフリーの推進
	成年後見制度の周知・利用促進
	障害のある当事者の参画

Ⅱ 施策の推進

※ 重点施策に設定した目標指標については、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画に係る成果目標及び障害福祉サービス等の見込量にあわせて3年ごとに見直しを行うこととします。

Ⅰ 充実した日常生活を支える体制の構築

A 障害福祉サービス人材及び相談支援人材の確保・育成 重点①

(1) 事業所指導等及びサービス従事者研修等の充実

- ① 障害福祉サービス事業所等に対して、適正な運営を支援するため研修・指導等の充実を図ります。
- ② サービス従事者研修を実施することで、サービスの直接の担い手となる従事者の技能、知識の向上や定着などを図るとともに、事業者が従事者の処遇改善等に努めるよう働きかけていきます。
- ③ 事業所間の交流の場を設けることで従業者同士の横のつながりを構築し、意見交換を行うことでスキルアップを図ります。

(2) 障害福祉サービス等従事者の確保

- ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び移動支援従業者並びに相談支援専門員及びピアサポーターの養成研修の支援を通して人材の確保を図ります。
- ② 福祉分野での就労を志望する人に対して障害福祉サービス等事業所についての情報提供、事業所見学及びインターンシップ事業等を通して障害分野での就業につながるよう働きかけます。
- ③ 事業所におけるICTの活用や介護ロボット等の導入について支援することにより、介護職員の負担軽減を進め、働きやすい職場環境づくりや人材不足の解消を図ります。

(3) 相談支援体制の更なる推進

- ① 基幹相談支援センターでは、相談支援事業所に対して、専門的な支援・助言、研修等を充実させるなどにより、人材育成を行い、市全体の相談支援体制の強化に取り組みます。
- ② 地域相談窓口「ひめりんく」では、障害のある人やその家族の複雑化した相談などに対応するため、専門性の向上や機能強化を図ります。

- ③ 計画相談支援を利用して適切な障害福祉サービスにつなげるため、相談支援事業所数を確保するとともに、相談支援専門員の知識・能力の向上を図ります。

障害の相談支援のみでは解決が難しい事例は、介護、子育て、生活困窮分野の適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図り重層的支援を行います。

(4) ピアサポーター支援の充実

行政や事業者による相談支援のほか、当事者、利用者の視点に立った多面的な相談支援が受けられるよう、NPO 法人、障害者団体、患者会等によるピアサポーター支援の充実を図ります。

目標指標①・・・事業所説明会参加事業所数（箇所）

令和 5 年度（見込）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
400	450	500	550

目標指標②・・・ひめりんくの相談件数（件）

令和 5 年度（見込）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7,200	7,300	7,400	7,500

B 障害福祉サービス提供体制の充実

(1) 短期入所事業の充実

重症心身障害者や医療的ケアの必要な人、強度行動障害のある人が利用できる短期入所事業所の整備を進めます。

(2) 共生型サービスの周知・検討

障害のある人が 65 歳以降も引き続き同じ事業所で介護保険サービスが受けられるよう、「共生型サービス」の制度を事業所に周知するとともに、共生型サービスの指定を受けている事業所の数を増やします。

(3) 高齢化への適切な対応

障害のある人の高齢化に対しては、介護保険の地域包括支援センターなどと相互に連携を図り、介護保険適用後も安定して在宅生活を継続できるよう支援します。その他、個々の事情に応じた障害福祉サービスの利用についても継続します。

(4) 感染症への対応

各種感染症の流行下にあっても障害福祉サービスの利用者やその家族の生活を継続するため、制度の柔軟な運用を行い、感染症への対応を行います。感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を支援します。

C 日常生活支援の充実

(1) 医療が必要な人への支援

障害のある人の医療費負担を軽減するため、自立支援医療制度や重度障害者医療費助成などを引き続き実施するとともに、制度の周知を図ります。また、一般の歯科診療所では治療が困難な障害者（児）に対し、歯科診療や相談等を実施します。

(2) 補装具費・日常生活用具費等の支給

補装具費・日常生活用具費等については、障害のある人や子どもの状況に合わせて、適切な給付を行うとともに、内容の充実を図ります。

(3) 各種手当等の支給による経済的負担の軽減

障害者福祉金や重度障害者（児）介護手当等の各種手当等を支給し、障害のある人の経済的負担の軽減を図ります。

D 社会参加の機会促進

(1) スポーツ・文化芸術活動等の場の充実

① ジョイフルスポーツフェアやボッチャリーグを開催することで、スポーツに親しむ場を提供し、健康づくりや活動の場の充実を図ります。

② 美術作品の展示会等を開催することで、文化芸術活動の場の充実を図るとともに、障害の有無にかかわらず共に様々な活動に参加できるような機会づくりに努めます。

③ 社会活動等の支援を行っている団体等に対して事業に要する費用を助成することで、社会参加の機会の確保と充実、社会参加等における介助者の確保を図ります。

- ④ 文化・観光施設等の利用料を軽減することにより、障害のある人の社会参加を促し、充実した余暇活動の機会を提供します。
- ⑤ 障害者団体や施設が実施するスポーツ・文化芸術活動等に対して助成や後援を行うなど、引き続き活動を支援します。

(2) 外出支援の充実

- ① 移動支援・同行援護・行動援護などのニーズを把握し、移動に支援が必要な人の外出支援の充実に図ります。
- ② 意思疎通支援事業の充実及び意思疎通支援者を養成することにより、聴覚及び言語機能等に障害のある人の外出における支援を図ります。
- ③ 各種交通助成事業の実施や福祉有償運送等の情報の周知により、障害のある人の外出の支援を推進します。
- ④ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）についての周知を行い、身体障害のある人の社会参加を支援します。

2 地域で暮らし続けるための支援

A 地域生活を支える仕組みの構築 重点②

(1) 地域生活を支援するための環境整備

- ① 地域生活支援拠点には、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成及び地域の体制づくりの機能が求められています。地域生活支援拠点の機能を充実させ、地域移行や地域で生活する中での相談や緊急時の受け入れなどにより、障害のある人が地域で安心して生活できるように支援します。また、地域自立支援協議会専門部会で、地域生活支援拠点の運営状況の検証及び検討を行います。
- ② 地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整や重度の障害のある人や医療的ケアの必要な人が利用できる医療関係資源等の情報を収集し、必要時に情報提供やコーディネートできる仕組みを構築します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場などを活用し、ニーズを把握したうえで、課題の整理を行います。また、課題の解決に向けた取組について、その進捗状況の評価を実施します。

② 精神障害のある人を支援する事業所や病院など関係職員への研修の実施や相談支援事業所と連携し、保健・医療・福祉の相互理解の促進や協働体制の構築を進めます。

(3) 精神障害のある人への相談支援の提供

精神保健福祉相談員や保健師による相談支援、専門医によるこころの健康相談、アルコール問題相談等の各種の相談に対応します。また、精神科病院に入院となった精神疾患患者のうち、特に支援が必要と思われる人については、退院後の生活支援を行い、医療中断や不本意な形での再入院を防止し、希望する地域で生活するための支援を行います。

(4) 行動障害の支援体制の強化

行動障害支援センターにおいて、自閉症や発達障害を原因とする強度行動障害等に関し、相談を受け、助言や対応方法の検討を行うことで、行動障害のある障害者（児）の生活を支援します。また、支援者等の研修を行うことで地域の支援力向上を図ります。

(5) 地域での交流促進・居場所づくり

地域活動支援センターの数を増やし、創作活動や生産活動の機会の提供及び地域との交流を促進します。また、制度の谷間となる人を含めた幅広い層に対応するため、基準等について検討を進め、障害のある人同士が余暇を楽しむ機会や情報交換する機会を充実させます。

目標指標①・・・地域生活支援拠点の緊急時の受け入れ数（件）

令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	8	9	10

目標指標②・・・行動障害支援センターによる強度行動障害研修の参加者（人）

令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
100	117	134	150

B 施設入所者・病院入院者の地域移行

(1) 地域生活を支援するための環境整備

- ① 施設入所者の地域移行を進めるため、国の方針に基づき、日中サービス支援型共同生活援助を行う住居（グループホーム）の整備を進めます。
- ② 共同生活援助事業所（グループホーム）の居室等の利用に要する費用の一部を助成することで、障害者の地域での自立生活を支援するとともに、地域生活移行を推進します。

(2) 地域移行の推進

- ① 精神科病院に入院している精神障害のある人のうち退院可能な人を対象に、ピアサポーターの活用による退院意欲の喚起や地域移行支援などの個別支援を通して地域移行を推進します。
- ② 施設入所者の地域生活移行に関する意向について、適切な意思決定支援により確認し、支障となる要因や必要な支援を把握し、入所施設、相談支援事業所及び関係機関が連携して地域生活移行を推進します。

C 暮らしやすいまちづくりの推進

(1) バリアフリー化の推進

- ① 公共交通機関のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者等が公共交通機関を容易に利用することができる福祉のまちづくりの理念を実現するため、事業者に対しバリアフリー化に要する費用の一部を補助します。
- ② 公共交通機関の駅やバス停と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ歩道に点字ブロックを設置します。
- ③ 公立施設等について、設備のバリアフリー化を行います。
- ④ 市営住宅において、建替え時に共用部分や専用部分についてバリアフリー化しています。

(2) 住宅改造費助成の活用

身体状況に応じた住宅改造にかかる費用を助成することで、障害のある人が住み慣れた住宅で生活を続けられるよう、支援します。

D 安全・安心の確保

(1) 防災体制の整備

- ① 「災害時要援護者地域支援協議会」において、災害時に自力で安全な場所への避難が困難な障害のある人等の災害時要援護者を把握し、災害時に介助や見守りなど特別な支援を必要とする人が安心して避難できる体制整備を行います。
- ② 災害時に、障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所の開設・運営訓練や機材整備等を行い、運営体制の充実を図ります。
- ③ 災害（感染症を含む）が発生した場合でも必要な障害福祉サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、障害福祉サービス事業所などに、業務継続に向けた計画の策定や研修・訓練の実施など事前の対策を進めます。
- ④ 災害による被害を防止するため、耐震基準に満たない施設等の耐震化のための改築、老朽化による改築等を支援します。
- ⑤ 視覚や聴覚に障害のある人を対象に、事前登録制で自宅の固定電話や FAX に、災害時の避難情報等を自動配信します。また、ひめじ防災ネットや緊急速報メール等の周知を進めます。

(2) 緊急連絡体制の確保・緊急通報への対応力の向上

- ① 一人暮らしの重度身体障害者に対し、安心コール（緊急通報機器）を貸与することで、速やかな救助を行います。
- ② 聴覚や言語が不自由で、音声での 119 番通報が困難な人が、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通して、簡単な画面操作で 119 番通報を行える NET119 緊急通報システムや、ファクスを使用して通報できる FAX119 などのサービスにより、地域での暮らしの安全・安心につながる取り組みを推進します。
- ③ 救急現場では、スマートフォンアプリやコミュニケーションボードを活用し、意思疎通の円滑化を図ります。

3 就労支援体制の充実

A 一般就労への移行及び職場定着の推進 重点③

(1) 就業の安定と自立の支援

「職業自立センターひめじ」を中心に、就労系サービス事業所、公共職業安定所等の関係機関が連携を図り、就労の場の確保と安定雇用に向け、就労開始から職場定着まで一貫した就労支援を行います。

(2) 就労に係る障害福祉サービスの利用による支援

- ① 就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、障害のある人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
- ② 福祉的就労から一般就労への移行を促進するための取組を行い、一般就労者数の増加を図るとともに、一般就労した人が安心して働き続けられるよう、就労に伴う課題に対応する支援を充実させ、職場定着率の向上を図ります。
- ③ 病気等により障害となった人について能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓などにより、再就職を支援します。
- ④ 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合等、一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることで、雇用の継続を図ります。

(3) 就労支援関係者の連携

障害のある人の就労において、就労支援関係者が集まるネットワーク会議を開催し、情報共有などネットワーク構成員の連携を図ります。

(4) 多様な働く機会の確保

- ① 障害のある人がICTを活用し在宅就労することや、短時間労働、自営業など多様な働き方を選択できる機会の拡大を図り、併せて、情報の収集に努めます。
- ② 重度障害者等の日常生活に係る支援を通勤中や就業中にも行うことで、障害を理由として、働く意思と能力がありながら働くことができない人の就労機会を拡大し、障害者の社会参加を促進します。

目標指標①・・・福祉施設から一般就労への移行者数（人）

令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
75	77	79	81

目標指標②・・・就労定着支援事業の利用者数（人/月）

令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
41	48	58	68

B 福祉的就労の促進

(1) 就労移行支援事業の利用による支援の充実

利用者の意向・状況に合った事業所に通い続けられることが重要であることから、就労アセスメント等を通じて適切なサービス利用を支援します。

(2) 就労機会の拡大

企業内における障害のある人の生産活動を促進することにより、福祉的就労の場の確保・拡大を図ります。

(3) 障害者優先調達の推進

障害者就労支援施設等への製品や業務委託の優先的な発注に、引き続き取り組みます。

(4) 生産活動事業の促進、工賃向上への取り組み

市民が障害者福祉について理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促すため、「ひめじはーとふるSHOP」等を通じて、障害者就労支援施設等が供給する物品の展示及び販売の場を提供します。また、工賃の向上に引き続き取り組みます。

C 農業と福祉の連携

(1) 農福連携への支援

障害者の就労の場の一つとして、高齢化などによる担い手の減少などが課題となっている農業分野において、農福連携に取り組み、障害特性に対応した多様な働き方として、農業分野での活躍を通じ自信や生きがいを持って社会参画を実現していきます。

4 生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実

A 重度障害児・医療的ケア児への対応 重点④

(1) 重度の障害のある子どもを受け入れる放課後等デイサービス事業所の確保

重度障害や医療的ケアの必要な児童生徒を受け入れることができる放課後等デイサービス事業所等の確保に取り組みます。

(2) 医療的ケアの必要な子どもへの対応

- ① 医療的ケア児に対するコーディネーターを配置し、医療機関と福祉・教育分野について総合的に調整することで、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう図ります。
- ② 書写養護学校には看護師が常駐し、医療的ケアの必要な児童生徒に対して医療的ケアを実施します。また、通学時に医療的ケアが必要な児童生徒に対して、看護師が介護タクシーに同乗して医療的ケアを行うことにより、医療的ケア児の通学支援を推進します。
- ③ 市立学校園（書写養護学校を除く）に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒については、看護師を派遣して支援を行います。
- ④ 医療的ケア児が在籍する市立保育所には看護師資格を有する職員を配置、また、私立保育所・認定こども園には看護師を雇用するための支援を実施します。
- ⑤ 放課後児童クラブについては、医療的ケア児が利用する際に、看護師を派遣します。

目標指標①・・・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数（箇所）

令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	8	9	10

目標指標②・・・医療的ケア児等に関するコーディネーター配置（人）

令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0	0	1	1

B 発達支援システムの構築

(1) 総合的な支援の推進

姫路市の発達支援システムを構築するために、「総合福祉通園センター・ルネス花北」が地域における障害児支援の中心的役割を果たし、児童発達支援事業や障害児等療育支援事業などの充実を図ります。また、発達障害に関する専門医療機関である「発達医療センター花北診療所」を中心に、診療・リハビリテーション・発達に関する相談などの総合的な支援を推進します。

(2) 児童発達支援センターとしての機能強化

「総合福祉通園センター・ルネス花北」の児童発達支援センターとしての機能を強化することで、多様なニーズを持つ「障害のある子どもとその家族」への適切な発達支援と子育て支援を図ります。また、研修会の実施や関係機関へのコンサルテーション等により、地域全体の障害児支援の質の底上げを図ります。

C インクルーシブ支援の構築

(1) 保育体制の充実

特別支援保育に関する研修等を通じて保育士・保育教諭の資質の向上に努めるとともに、保育士等の加配等により、保育内容の充実を図ることで、特別な支援を必要とする児童と他の児童とともに集団教育・保育を行います。

(2) 就学後の支援体制の充実

① 障害の有無に関わらず、共に教育を受けられるよう、各校特別支援教育コーディネーターを中心とした教育支援体制を充実させ、基礎的環境整備や合理的配慮の提供に努めます。

② 通級による指導や交流及び共同学習、副籍校との居住地校交流を計画的・組織的に継続して行い、充実させることで、個別の教育的ニーズのある児童生徒の自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な体制整備に努めます。

(3) 教育体制の充実

① 特別な支援を要する幼児児童生徒に対して、一人一人の実態に応じた学習支援や生活介助を行う、特別支援教育支援員を配置します。

② 一人一人の教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成することで、学校園の連携による切れ目ない、適切な教育的支援の充実に努めます。

③ 初任者研修等のライフステージ別研修や職能研修、パワーアップ研修講座の各研修カテゴリーにおいて、計画的・継続的に特別支援教育や特別な支援を必要とする児童生徒に関する研修を実施し、教員の専門性や指導力の向上を図ります。

(4) 関係機関の連携と切れ目のない支援

① 地域自立支援協議会の専門部会において、障害児支援系サービス事業所と学校園の関係づくりを支援します。

- ② サービス事業所と学校園が双方の役割を理解し、保育・教育と福祉の交流を図ることで、学校園内で支援を実施する保育所等訪問支援事業の利用を促します。また、事業所と学校園の関係性が向上し、連携しながら支援を行うことで、支援の充実を図ります。

D 家族に対する支援

(1) 児童支援に関する窓口の設置

- ① 保健センターや地域の子育て支援関連機関などと連携し、発達において何らかのサポートが必要な子どもたちとその家族に「気づきの段階からの支援」を行い、必要に応じて適切な関係機関につなげます。
- ② 障害のある子どもを療育する家庭が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、子どもの発達に関する様々な相談に対応します。

(2) 地域子育て支援拠点事業実施施設の活用

保育所等の地域の身近な場所において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てについての相談、情報の提供及び助言等を行います。また、発育に不安のある子どもとその保護者が身近に気軽に相談しやすい環境づくりを進めます。

(3) 介護者のレスパイトケア

短期入所の機能を充実させ、介護者のレスパイトケアを推進します。

5 権利擁護・差別解消の推進

A 障害に対する理解促進・差別解消の推進 重点⑤

(1) 各種啓発事業の実施

- ① 「障害者週間事業」をはじめ、出前講座、パンフレット及び啓発用品の作成・配布、各種イベントやこども手話教室等を開催することで、障害に関する意識や理解の向上を図ります。
- ② 総合福祉通園センターにおける公開セミナーや基礎講座の開催、地域交流事業等の実施により、障害に対する理解促進の機会の充実を図ります。
- ③ 障害者団体や施設が実施する差別解消につながるイベントや講演会等の活動に対して支援し、障害に関する意識や理解の向上を図ります。

- ④ 「障害者差別解消法」の趣旨に基づき、姫路市地域自立支援協議会等における情報交換、相談等の体制づくりに努めます。
- ⑤ 「障害者差別解消の推進に関する姫路市職員対応ガイドライン」を活用し、障害種別ごとの対応方法を学ぶことで、職員の対応力向上に努めます。
- ⑥ 障害等により援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。ヘルプマークへの理解を促進し普及啓発を図るため、ホームページ、広報ひめじのほか、市の施設等でのポスター掲示、ちらし・啓発用品の配布により普及啓発を行うほか、駅及び商業施設でデジタルサイネージによる啓発を行うなど周知に努めます。
- ⑦ 手話言語の国際デーや「世界自閉症啓発デー」等に合わせ、姫路城及びアクリエひめじをライトアップすることにより市民への障害に対する認識を広めます。

(2) 事業者に対する合理的配慮の提供の法的義務化の周知等

- ① 企業等に対し啓発チラシを配布します。また、企業等が実施する障害者差別解消法及び障害理解等に関する研修へ講師を派遣し、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供についての周知を図ります。
- ② 事例の共有等を通じて、障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方等に係る共通認識の形成を図ることも重要です。事例の共有に資するため、企業等に対し参考となる事案の概要等が分かりやすく整理された資料等について情報提供を行います。
- ③ 障害を理由とする差別に関する相談体制を整備し、相談者及び事業者などの相手方から丁寧な事実確認を行った上で、相談窓口や関係者等において対応方針の検討等を行い、建設的対話による相互理解を通じて解決を図ります。また、障害のある人及び事業者からの相談及び意見を集約することにより、合理的配慮を的確に行うために不特定多数の障害者を対象として行う事前改善措置（環境の整備）に必要な支援について調査します。環境の整備には、事業者におけるマニュアルの見直しや研修の実施等のソフト面の対応と、施設のバリアフリー化等のハード面の対応が含まれます。

(3) 手話への理解と普及の促進、環境整備

- ① 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げ、相互に地域で支え合い、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、手話の理解と普及の促進を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するための施策を実施します。

- ② 手話への理解と普及の促進のため、各種広報、イベントやこども手話教室等を開催することで、手話が言語であるとの意識や理解の向上を図ります。

目標指標①・・・こども手話教室の参加者数(人)

令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
200	210	220	230

目標指標②・・・障害者週間事業への参加者数(人)

令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
200	220	240	260

B 障害のある人への虐待防止

(1) 施設従事者等からの虐待防止

施設従事者や利用者からの虐待について未然防止を図るため、適切な支援方法の研修を行います。また、障害福祉サービス事業所などに対し、虐待防止にかかる従業者への研修の実施や虐待防止のための責任者の設置、虐待防止委員会の設置及び検討結果の周知徹底を求めます。

(2) 虐待防止への体制強化

障害のある人への虐待防止のため、虐待対応の窓口となる「姫路市障害者虐待防止センター」を活用し、必要に応じて行政、司法、事業者、教育、医療などの関係機関の連携を図りつつ、引き続き虐待防止に努めます。

C 情報提供の充実

(1) 情報発信手段への市民の理解の促進と普及

障害のある人が、障害のない人と同じ様に自立した日常生活・社会生活を営むために、必要な情報を十分に取得し、利用できるよう、障害のある人の意見を尊重しつつ、手話や点字、音声コードの添付など、障害特性にあった方法により、障害のある人に配慮した情報提供を行うとともに、その情報発信の手段について、市民の理解の促進と普及を進めます。

(2) コミュニケーション手段の確保

障害のある人が、障害のない人と同じ様に生活し社会活動に参加するために、円滑に意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者や要約筆記者、ICTの活用などを通じて、コミュニケーション手段の確保を図ります。また、手話通訳者や要約筆記、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成に取り組みます。

D 読書バリアフリーの推進

※「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第49号)」に基づき、市町村計画に位置付けます。

(1) 情報の取得及び利用

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年6月施行)に基づき、点字図書館等関係機関との連携、電子図書館の運用などを通して、視覚障害のある人などの障害特性にあわせた読書環境の整備を推進します。

視覚障害者や自力で本を読むことのできない障害者に対し、城内図書館において、ボランティア団体による音訳図書の製作・貸出を行います。

(2) アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実及び普及

図書館において、大活字本やLLブックなど障害者が利用しやすい書籍、文字の拡大機能や読み上げ機能のある電子書籍など、アクセシブルな書籍・電子書籍等を充実させる取り組みを促進します。また、国立国会図書館に対し、ダウンロード可能なデイジー図書の提供を行います。

E 成年後見制度の周知・利用促進

(1) 成年後見制度の利用促進

① 認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人に対して成年後見制度の相談支援・利用促進や後見活動への支援を行います。また、身寄りがいないなどの理由で親族等による法定後見の申立てができない人について、市長による審判の申立てを行います。

② 「姫路市成年後見支援センター」を中心に、成年後見制度の活用促進に向けて、弁護士会などの専門職団体等との連携を強化するとともに、法人後見に取り組む団体への支援の検討を進めます。

③ 成年後見制度の普及・啓発を図るため、権利擁護フォーラムを開催し、市民や関係機関等に成年後見制度などの普及・啓発を図ります。

F 障害のある当事者の参画

(1) 地域自立支援協議会当事者部会の開催

地域自立支援協議会の専門部会において当事者部会を設け、研修や意見交換会を開催し、障害のある当事者の参画を図ります。

(2) イベント・会議等への参加

イベント及び会議等への障害のある当事者の参加を促進することで、当事者意見の反映と障害に関する意識や理解の向上を図ります。